

議案第 27 号

三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

三次市長 増 田 和 俊

三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 30 年三次市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち第 1 条の改正規定中「土地取得事業」の次に「（用地整備を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。